

平成十年農林水産省・運輸省・建設省令第一号

公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第四条第三項(同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む)、第五条第一項、第六条第一項、第十一条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令を次のように定める。

(法第三条の一第一項の主務省令で定める事項)

第一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。)別表第一の七の項の第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業(以下「第一種埋立て又は干拓事業」という。)に係る環境影響評価法(以下「法」という。)第三条の一第一項の主務省令で定める事項は、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置及び第一種埋立て又は干拓事業の規模(第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の面積をいう。以下同じ。)とする。

(計画段階配慮事項に係る検討)

第二条 第一種埋立て又は干拓事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

(位置等に関する複数案の設定)

第三条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域の位置又は第一種埋立て又は干拓事業の規模に関する複数の案(以下「位置等に関する複数案」という。)を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による位置等に関する複数の案の設定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業に代わる事業の実施により適切な土地利用の確保が図られる場合その他第一種埋立て又は干拓事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。

(計画段階配慮事項の検討に係る事業特性及び地域特性の把握)

第四条 第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、当該検討に影響を及ぼす第一種埋立て又は干拓事業の内容(以下この条から第十条までにおいて「事業特性」という。)並びに第一種埋立て又は干拓事業の実施が想定される区域(以下「第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域」という。)及びその周囲の自然的・社会的状況(以下この条から第十条までにおいて「地域特性」という。)に関する情報

イ 第一種埋立て又は干拓事業の種類(第一種埋立て又は干拓事業に係る埋立ての事業又は干拓の事業の別をいう。第十三条第一項第二号において同じ。)

ロ 第一種埋立て又は干拓事業の規模

ハ 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置

二 地域特性に関する情報

イ 自然的状況

件についての基準(以下「環境基準」という。)の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(2)において同じ。)

(2) 土壌及び地盤の状況(環境基準の確保の状況を含む。第二十条第一項第二号イ(3)において同じ。)

地形及び地質の状況

動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

口 社会的状況

(1) 人口及び産業の状況

(2) 土地利用の状況

(3) 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(4) 交通の状況

(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(6) 下水道の整備の状況

(7) 環境の保全を目的として法令、条例又は法第五十三条の行政指導等(以下「法令等」という。)により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

(8) その他の事項

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項第二号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。

二 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

(計画段階配慮事項の選定)

第五条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の選定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因(以下「影響要因」という。)が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素(以下「環境要素」という。)に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、事業特性に応じて、第一種埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在に関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。

3 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)

イ 水環境

(1) 水質(地下水の水質を除く。第二十一条第四項第一号口(1)及び別表第一において同じ。)

(2) 水底の底質

(1) 水象、水質、水底の底質その他の水に係る環境(以下「水環境」という。)の状況(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第一項の規定により定められた環境上の条

(4) (3)	地下水の水質及び水位
(1) (3)	(1) から(3)までに掲げるもののほか、水環境に係る環境要素 口 土壤に係る環境その他の環境(イに掲げるものを除く。)
(2) (1)	地形及び地質
(3) (2)	地盤
(4) (3)	土壤
その他他の環境要素	
二 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)	
イ 動物	
ロ 植物	
ハ 生態系	
三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素(第二十一条第四項第四号及び第五号に掲げるものを除く。以下同じ。)	
イ 景観	
ロ 人と自然との触れ合いの活動の場	
四 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定に当たっては、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)の助言を受けて選定するものとする。	
五 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。	
六 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定による選定を行つたときは、選定の結果を一覧できるよう整理するとともに、同項の規定により選定した事項(以下「選定事項」という。)について選定した理由を明らかにできるよう整理しなければならない。 (計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法)	
第七条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる調査の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、選定事項について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る予測及び評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。 (計画段階配慮事項の検討に係る調査の手法)	

1	一 調査すべき情報 選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水象、土壤その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報
2	二 調査の基本的な手法 国又は第一種埋立て又は干拓事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域を管轄する地方公共団体(以下この条から第十四条までにおいて「関係する地方公共団体」という。)が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法
3	三 調査の対象とする地域 第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると想定される地域又は土地の形状が変更されると想定される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域
4	四 前項第二号に規定する調査の基本的な手法のうち、情報の収集、整理又は解析について法令等により定められた手法がある環境要素に係る選定事項に係るものについては、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
5	五 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意しなければならない。
6	六 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により現地調査及び踏査等を行う場合には、調査により得られる情報が記載されていた文献名その他の当該情報の出自等を明瞭にできるようしなければならない。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に關係する情報については、必要に応じ、公開に当たつて種及び場所を特定できないようにして、その他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行つものとする。 (計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法)
7	七 第八条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る予測の手法を選定するに当たっては、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、知見及び既存資料の充実の程度に応じ、当該選定事項の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定事項に係る評価において必

要とされる水準が確保されるよう、位置等に関する複数案及び選定事項ごとに選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、でき

る限り定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域（第三項において「予測地域」という。）調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

二 前項第一号に規定する予測の基本的な手法については、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。

三 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定す

るに当たっては、予測の基本的な手法の特徴及びその適用範囲、予測地域の設定の根拠、予測の前提となる条件その他の予測に関する事項について、選定事項の特性、事業特性及び地域特性に照らし、それぞれその内容及び妥当性を予測の結果との関係と併せて明らかにできるようにしなければならない。

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一項の規定により予測の手法を選定す

るに当たっては、第一種埋立て又は干拓事業において新規の手法を用いる場合その他の環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない場合において、予測の不確実性の程度及び不確実性に係る環境影響の程度を勘案して必要と認めるときは、当該不確実性の内容を明らかにできるようしなければならない。

#### （計画段階配慮事項の検討に係る評価の手法）

第九条 第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果を踏まえるとともに、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 第三条第一項の規定により位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定され

る者の案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。

二 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種埋立て又は干拓事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定事項に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られて

いるかどうかを評価する手法であること。

四 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者以外の者が行う環境の保全のための措置の効果を見込む場合には、当該措置の内容を明らかにできるようすること。

（計画段階配慮事項の検討に係る留意事項）

第十条 第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る手法選定に当たっては、第一種埋立て又は干拓事業（以下この条において「手法」という。）を選定するに当たっては、第四条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

2 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

3 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の結果、位置等に関する複数案のそれぞれの案の間において選定事項に係る環境要素に及ぶおそれのある影響に著しい差異がない場合その他必要と認められる場合には、必要に応じ計画段階配慮事項及びその手法の選定を追加的に行うものとする。

4 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、手法の選定を行ったときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

（計画段階環境配慮書に係る意見の聴取に関する指針）

第十三条 第一種埋立て又は干拓事業に係る行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合についての検討に当たって関係する行政機関及び一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に關する指針については、次条から第十四条までに定めるところによる。

第十二条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、第一種埋立て又は干拓事業に係る配慮書の案又は配慮書について、関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第十三条 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、適切な期間を定めて閲覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 第一種埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模

三 第一種埋立て又は干拓事業実施想定区域の位置

四 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

六 前号の意見書の提出期限及び提出先その他の意見書の提出に必要な事項

二 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 官報への掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体の公報又は広報紙への掲載

三 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

三 第一項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者の事務所

二 関係する地方公共団体の協力が得られた場合にあつては、当該地方公共団体の庁舎その他の当該地方公共団体の施設

三 前二号に掲げるもののほか、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が利用できる適切な施設

四 第一項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

一 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者のウェブサイトへの掲載

二 関係する地方公共団体の協力を得て行う当該地方公共団体のウェブサイトへの掲載

三 前二号に掲げるもののほか、適切な方法

五 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第一項の第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができ

る。

一 意見書を提出しようとする者の属性その他の必要な事項

二 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称

三 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

**第十四条** 第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、配慮書の案又は配慮書について関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。

2 関係する地方公共団体の長は、前項の規定による書面の送付を受けたときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者に対し、配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他方法により述べるものとする。

3 配慮書について前項の書面の提出があつたときは、第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者は、速やかに国土交通大臣に当該書面を送付するものとする。

**第十五条** 令別表第一の七の項の第三欄に掲げる要件に該当する第二種事業（次条において「第二種埋立て又は干拓事業」という。）に係る法第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。

**（第一種事業の判定の基準）**

**第十六条** 第二種埋立て又は干拓事業に係る法第四条第三項（同条第四項及び法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第二種埋立て又は干拓事業が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 環境に及ぼす影響が大きい技術、工法その他の事業の内容により、同種の一般的な事業と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれが大きいこと。

二 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該第二種埋立て又は干拓事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい水域

ロ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ハ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地

又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

三 当該第二種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる対象その他の一以上の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された対象が存在し、かつ、当該第二種埋立て又は干拓事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

イ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）第四条の二第一項に規定する指定水域

ロ 湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第三条第一項の規定により指定された指定湖沼

ハ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第二百十号）第二条第一項に規定する瀬戸内海

ニ 自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定により指定された都道府県立自然公園の区域

ホ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域又は同法第四十五条第一項の規定により指定された都道府県自然環境保全地域

ヘ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十二条の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域

**ト** 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第二百一号）第三条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

**チ** 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第二百三号）第五条第一項の規定により指定された近郊緑地保全区域

**リ** 都市緑地法（昭和四八年法律第七十二号）第五条の規定により指定された緑地保全地域

**ヌ** 又は同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地区の区域

**ヌ** 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域

**ル** 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により設定された鳥獣保護区の区域

**ヲ** 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第一条の規定により指定された湿地の区域

**ワ** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）第二百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁<sup>橋梁</sup>及び築堤）については、周囲の自然的環境と一体をなしていいると判断されるものに限る。又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）

**カ** 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第四条第一項の規定により指定された歴史的風土保存区域

**ヨ** 都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第八条第一項第七号の規定により指定された風致地区の区域

**四** 地域の自然的・社会的状況に関する入手可能な知見により、当該第二種埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該第二種埋立て又は干拓事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあること。

**イ** 水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐に関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域

**ロ** 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十七条第一項に規定する限度を超えている地域

**ハ** 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第十六条第一項に規定する限度を超えている地域

**ニ** イからハまでに掲げるもののほか、一以上の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

**二** 第二種埋立て又は干拓事業が前項各号のいずれの要件にも該当しない場合において、当該第二種埋立て又は干拓事業が他の密接に関連する同種の事業と一体的に行われ、かつ、次のいずれかに該当することとなるときは、前項の規定にかかわらず、当該第二種埋立て又は干拓事業は環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。

一 当該第二種埋立て又は干拓事業の規模及び当該同種の事業の規模の合計が、令別表第一の七の項の第二欄に掲げる要件のうち事業の規模に係るものに該当することとなるとき。

二 当該第二種埋立て又は干拓事業及び当該同種の事業が総体として前項第二号から第四号までに掲げる要件のいずれかに該当することとなるとき。

**（方法書の作成）**

**第十七条** 令別表第一の七の項の第二欄又は第三欄に掲げる要件に該当する対象事業（以下「対象埋立て又は干拓事業」という。）に係る事業者（以下単に「事業者」という。）は、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 対象埋立て又は干拓事業の種類（対象埋立て又は干拓事業に係る埋立ての事業又は干拓の事業の別をいう。以下同じ。）

- 二 対象埋立て又は干拓事業が実施されるべき区域（以下「対象埋立て又は干拓事業実施区域」という。）及び対象埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の位置
- 三 対象埋立て又は干拓事業の規模（対象埋立て又は干拓事業に係る埋立干拓区域の面積をいふ。以下同じ。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、対象埋立て又は干拓事業の内容に関する事項（既に決定されている内容に係るものに限る。）であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの（以下「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
- 2 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第三号に掲げる事項を記載するに当たつては、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を第二十条第一項第二号に掲げる事項の区分に応じて記載しなければならない。
- 3 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に第一項第二号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たつては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにしなければならない。
- 4 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書に法第五条第一項第七号に掲げる事項を記載するに当たつては、当該環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法を選定した理由を明らかにしなければならない。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法の選定に当たつて、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。
- 5 対象埋立て又は干拓事業に係る方法書において併せて方法書を作成した場合にあつては、対象埋立て又は干拓事業に係る方法書において、その旨を明らかにしなければならない。
- （環境影響を受けける範囲と認められる地域）
- 第十八条** 対象埋立て又は干拓事業に係る法第六条第一項に規定する環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象埋立て又は干拓事業実施区域及び既に入手している情報によつて一以上上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
- （環境影響評価の項目等の選定に関する指針）
- 第十九条** 対象埋立て又は干拓事業に係る法第十二条第四項の規定による環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査・予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針については、次条から第二十一条までに定めるところによる。
- （環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）
- 第二十条** 対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の項目並びに調査・予測及び評価の手法を選定するに当たつては、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象埋立て又は干拓事業の内容（以下この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「事業特性」という。）並びに対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況（以下この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において「地域特性」という。）に関する情報（以下「対象埋立て又は干拓事業の種類」といふ。）対象埋立て又は干拓事業実施区域の位置（以下「対象埋立て又は干拓事業の規模」といふ。）対象埋立て又は干拓事業の工事計画の概要（以下「対象埋立て又は干拓事業に関する情報」といふ。）

イ 自然的状況	
(1) 気象、大気質、騒音、振動その他の大気に係る環境	（次条第四項第一号イ及び別表第一において「大気環境」という。）の状況（環境基準の確保の状況を含む。）
土壤及び地盤の状況	
水環境の状況	
地形及び地質の状況	
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	
一般環境中の放射性物質の状況	
ロ 社会的状況	
人口及び産業の状況	
土地利用の状況	
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
交通の状況	
学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
下水道の整備の状況	
その他の状況	
ハ 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る具体的化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。	
規制の内容その他の状況	
その他の事項	
3 事業者は、第一項第二号に掲げる情報の把握に当たつては、次に掲げる事項に留意するものとする。	
一 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。	
二 必要に応じ、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）又は専門家等からその意見を聴取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。	
三 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。	
（環境影響評価の項目の選定）	
第二十一条 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の項目を選定するに当たつては、別表第一に掲げる一般的な事業の内容（同表備考第二号イ及びロに掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の当該特性をいう。以下同じ。）によつて行われる対象埋立て又は干拓事業に伴う影響要因について同表においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案して選定しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。	
一 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合	

- 二 対象埋立て又は干拓事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域  
その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合
- 3 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。
- 4 事業者は、第一項本文の規定による選定に当たっては、対象埋立て又は干拓事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は、事業特性に応じて、次に掲げる影響要因を、物質の排出、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
- 5 対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施（対象埋立て又は干拓事業の一部として行う対象埋立て又は干拓事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む）
- 6 対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在（別表第一において「土地又は工作物の存在」という）
- 7 対象埋立て又は干拓事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄
- 8 前項の規定による検討は、次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに同一環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を目指として調査、予測及び評価されるべき環境要素
- 9 騒音（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。）
- 10 振動
- 11 水質
- 12 地盤
- 13 土壤
- 14 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
- 15 境要素
- 16 動物
- 17 植物
- 18 生態系

- 三 人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
- イ 景観
- ロ 人と自然との触れ合いの活動の場
- 四 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素（次号に掲げるものを除く。別表第一において同じ。）
- イ 廃棄物等（廃棄物及び副産物をいう。次条第一項第六号及び別表第一において同じ。）
- ロ 温室効果ガス等（排出又は使用が地球環境の保全上の支障の原因となるおそれがある物をいう。次条第一項第六号において同じ。）
- 五 一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
- イ 放射線の量
- 六 第五条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項（以下この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。）として」と読み替えるものとする。
- 7 事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において項目の選定に係る新たな事情が生じた場合には、必要に応じ第一項本文の規定により選定項目の見直しを行わなければならない。
- （環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）
- 八 第二十二条 対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、事業者が、次に掲げる事項を踏まえ、選定項目ごとに次条から第二十七条までに定めるところにより選定するものとする。
- 一 前条第四項第一号に掲げる環境要素に係る選定項目については、汚染物質の濃度その他の指標により測られる環境要素の汚染又は環境要素の状況の変化の程度及び広がりに關し、これらが人の健康、生活環境又は自然環境に及ぼす環境影響を把握できること。
- 二 前条第四項第二号イ及びロに掲げる環境要素に係る選定項目については、陸生及び水生の動植物に關し、生息種又は生育種及び植生の調査を通じて抽出される学術上又は希少性の觀点から重要な種の分布状況、生息状況又は生育状況及び学術上又は希少性の觀点から重要な群落の分布状況並びに動物の集團繁殖地その他の注目すべき生息地の分布状況について調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 三 前条第四項第二号ハに掲げる環境要素に係る選定項目については、地域を特徴づける生態系に関し、前号の調査結果その他の調査結果により概括的に把握される生態系の特性に応じて、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。別表第二において同じ。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。別表第二において同じ。）及び特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。別表第二において同じ。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集を複数抽出し、これらの生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境を調査し、これらに対する環境影響その他の生態系への環境影響の程度を適切に把握できること。
- 四 前条第四項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に關し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。
- 五 前条第四項第三号ロに掲げる環境要素に係る選定項目については、人と自然との触れ合いの活動に關し、野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自

然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場及びその利用の状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

**六** 前条第四項第四号に掲げる環境要素に係る選定項目については、廃棄物等に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその発生量その他の環境への負荷の量の程度を把握できること。

**七** 前条第四項第五号に掲げる環境要素に係る選定項目については、放射線の量の変化を把握できること。

**2** 事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。  
(参考手法)

**第二十三条** 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法(参考項目に係るものに限る。)を選定するに当たっては、各参考項目ごとに別表第二に掲げる参考となる調査及び予測の手法(以下この条及び別表第二において「参考手法」という。)を勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を選定しなければならない。

**2** 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

**3** 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を選定することができる。

一 当該参考項目に関する環境影響の程度が小さいことが明らかであること。

二 対象埋立て又は干拓事業実施区域又はその周囲に、当該参考項目に関する環境影響の程度が地域その他の対象が相当期間存在しないことが想定されること。

三 類似の事例により当該参考項目に関する環境影響の程度が明らかであること。

四 当該参考項目に係る予測及び評価において必要とされる情報が、参考手法より簡易な方法で収集できることが明らかであること。

五 調査に係る期間、時期又は時間帯(別表第二において「調査期間等」という。)調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

**2** 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名」、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

**3** 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の

対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

**4** 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

**第二十五条** 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型

による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地域」という。)調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。)選定項目の特性に応じて保全すべき

対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。)工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取 現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

**三** 調査の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において「調査地域」という。)対象埋立て又は干拓事業の実施により選定項目に関する環境要素に係る環境影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域その他の調査に適切な範囲であると認められる地域

**四** 調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合における当該地点(別表第二において「調査地点」という。)調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

**五** 調査に係る期間、時期又は時間帯(別表第二において「調査期間等」という。)調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

**2** 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種埋立て又は干拓事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名」、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

**3** 第一項第五号に規定する調査に係る期間のうち、季節による変動を把握する必要がある調査の

対象に係るものについては、これを適切に把握できるよう調査に係る期間を選定するものとし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする。

**4** 事業者は、第一項の規定により調査の手法を選定するに当たっては、長期間の観測結果が存在しており、かつ、現地調査を行う場合にあっては、当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるようにしなければならない。

(環境影響評価の項目に係る予測の手法)

**第二十五条** 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の予測の手法を選定するに当たっては、第二十三条に定めるところによるほか、次の各号に掲げる予測の手法に関する事項について、それぞれ当該各号に定めるものを、当該選定項目の特性、事業特性及び地域特性を勘案し、当該選定項目に係る評価において必要とされる水準が確保されるよう選定しなければならない。

一 予測の基本的な手法 環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型

による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握する手法

二 予測の対象とする地域(次項において読み替えて準用する第八条第三項及び別表第二において「予測地域」という。)調査地域のうちから適切に選定された地域

三 予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に把握することとする場合における当該地点(別表第二において「予測地点」という。)選定項目の特性に応じて保全すべき

対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他他の予測に適切かつ効果的な地点

四 予測の対象とする時期、期間又は時間帯(別表第二において「予測対象時期等」という。)工事の実施による環境影響が最大になる時期その他の予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

一 調査すべき情報 選定項目に係る環境要素の状況に関する情報又は気象、水象その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用、水域利用その他の社会的状況に関する情報

二 調査の基本的な手法 国又は関係する地方公共団体が有する文献その他の資料の入手、専門家等からの科学的知見の聴取 現地調査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

位及び係数その他の」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第四項中「第一種埋立又は干拓事業に」とあるのは「対象埋立て又は干拓事業に」と、「しなければならない」とあるのは「しなければならない。この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつきの程度により把握するものとする」と読み替えるものとする。

3 第一項第四号に規定する予測の対象とする時期については、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合にあっては、必要に応じ同号に規定する時期での予測に加え中間的な時期での予測を行うものとする。

4 事業者は、第一項の規定により予測の手法を選定するに当たっては、対象埋立て又は干拓事業以外の事業活動その他の地域の環境を変化させる要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合及び現在の環境の状況を勘案することがより適切な場合にあっては、現在の環境の状況)を明らかにできるよう整理し、これを勘案して予測が行われるようにしなければならない。この場合において、将来の環境の状況は、関係する地方公共団体が有する情報を収集して推定するとともに、将来の環境の状況の推定に当たって、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込むときは、当該施策の内容を明らかにできるよう整理するものとする。

(環境影響評価の項目に係る評価の手法)

事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の評価の手法を選定するに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 調査及び予測の結果並びに第二十九条第一項の規定による検討を行った場合においてはその結果を踏まえ、対象埋立て又は干拓事業の実施により当該選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価すること。

二 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようになるものであること。

三 国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを評価すること。

四 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

イ 当該基準又は目標が示されている場合には、当該基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

ロ 工事の実施に当たつて長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの。

メ 事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響評価の調査、予測及び評価の手法(以下この条において「手法」という。)を選定するに当たつては、第二十条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。

3 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

4 事業者は、環境影響評価を行う過程において手法の見直しを行わなければならない。事業者は、手法の選定を行つたときは、選定された手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理しなければならない。

「環境保全措置に関する指針」

3 第二十八条 対象埋立て又は干拓事業に係る法第十二条第二項に規定する環境の保全のための措置に関する指針については、次条から第三十二条までに定めるところによる。

第二十九条 事業者は、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)を検討しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による検討に当たつては、環境影響を回避し、又は低減させる措置を検討し、その結果を踏まえ、必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討しなければならない。

(検討結果の検証)

第三十条 事業者は、前条第一項の規定による検討を行つたときは、環境保全措置についての複数の案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかの検討その他の適切な検討を通じて、事業者により実行可能な範囲内で対象埋立て又は干拓事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証しなければならない。

(検討結果の整理)

第三十一条 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を行つたときは、次に掲げる事項を明らかにできるよう整理しなければならない。

一 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容

二 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度

三 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

四 代償措置にあつては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由

五 代償措置にあつては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される環境に關し、それぞれの位置並びに損なわれ又は創出される当該環境に係る環境要素の種類及び内容

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

2 事業者は、第二十九条第一項の規定による検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

3 事業者は、位置等に関する複数案のそれぞれの案ごとの選定事項についての環境影響の比較を行つたときは、当該位置等に関する複数案から第一種埋立て又は干拓事業に係る位置等を決定する過程でどのように環境影響が回避され、又は低減されているかについての検討の内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

(事後調査)

第三十二条 事業者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあるときは、対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中及び竣工後の環境の状況を把握するための調査(以下「事後調査」という。)を行わなければならない。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び竣工後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

四 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

2 事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 事後調査の必要性、事業特性及び地域特性に応じ適切な項目を選定すること。

二 事後調査を行う項目の特性、事業特性及び地域特性に応じ適切な手法を選定するとともに、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようすること。

三 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り環境への影響が小さい手法を選定すること。

四 必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な根拠に基づき選定すること。

事業者は、事後調査の項目及び手法の選定に当たっては、次に掲げる事項をできる限り明らかにするよう努めなければならない。

一 事後調査を行うこととした理由

二 事後調査の項目及び手法

三 事後調査の結果により環境影響の程度が著しいことが明らかとなつた場合の対応の方針

四 事後調査の結果の公表の方法

五 関係する地方公共団体その他の事業者以外の者（以下この号において「関係地方公共団体等」という。）が把握する環境の状況に関する情報を活用しようとする場合における当該関係地方公共団体等との協力又は当該関係地方公共団体等への要請の方法及び内容

六 事業者以外の者が事後調査の実施主体となる場合にあっては、当該実施主体の氏名（法人にあつては、その名称）並びに当該実施主体との協力又は当該実施主体への要請の方法及び内容

七 前各号に掲げるもののほか、事後調査の実施に關し必要な事項

八 事業者は、法第十四条第一項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る準備書の作成に當たつては、必要に応じ専門家の助言を受けることその他の方法により客観的かつ科学的な検討を行うよう留意しなければならない。

（準備書の作成）

九 第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

一 対象埋立て又は干拓事業の工事計画の概要

二 対象埋立て又は干拓事業の内容に関する事項（既に決定されて前二号に掲げるもののほか、対象埋立て又は干拓事業の内容に係るものに限る）。であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

三 第十七条第二項から第五項までの規定は、法第十四条の規定により事業者が対象埋立て又は干拓事業に係る準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中

「その他の資料」とあるのは、「その他の資料及び第二十一条第三項第二号の規定による聽取又は確認」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第三十三条第二項において準用する前項」と、同条

第四項中「第五条第七号」とあるのは、「第十四条第一項第五号」と、同条第五項中「第五条第二項」とあるのは、「第十四条第一項第七号」に掲げる事項を記載する。

事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号イに掲げる事項を記載するに当たつては、第二十四条第二項において読み替えて準用する第七条第四項並びに第二

十五条第二項において読み替えて準用する第八条第三項及び第四項において明瞭にできるようになければならないとされた事項、第二十四条第四項において比較できるようになければならぬとされた事項、第二十五条第四項において明瞭にできるよう整理するものとされた事項

並びに第二十六条第二号、第四号イ及び第五号において明瞭にできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要を併せて記載しなければならない。

事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ロに掲げる事項を記載するに当たつては、第二十九条の規定による検討の状況、第三十条の規定による検証の結果を

及び第三十一条において明瞭にできるよう整理しなければないとされた事項を記載しなければならない。

事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ハに掲げる事項を記載するに当たつては、第三十二条第三項の規定により明らかにされた事項を記載しなければならない。

事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に法第十四条第一項第七号ニに掲げる事項を記載するに当たつては、同号イからハまでに掲げる事項の概要を一覧できるようとりまとめて記載しなければならない。

（評価書の作成）

第十三条 前条の規定は、法第二十一条第一項の規定により事業者が対象埋立て又は干拓事業に係る評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る評価書を作成するに当たつては、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（報告書の補正）

第十五条 事業者は、法第二十五条第二項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る評価書の補正をするに当たつては、補正前の対象埋立て又は干拓事業に係る評価書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

2 事業者は、法第二十一条第二項の規定により対象埋立て又は干拓事業に係る評価書を作成するに当たつては、対象埋立て又は干拓事業に係る準備書に記載した事項との相違を明らかにしなければならない。

（報告書の作成時期等）

第十七条 法第二十七条の公告を行つた事業者は、対象埋立て又は干拓事業に係る工事が完了した後、報告書を作成しなければならない。その際、当該事業者は、当該工事の実施に当たつて講じた環境保全措置の効果を確認した上で作成するよう努めるものとする。

2 法第二十七条の公告を行つた事業者は、必要に応じて、対象埋立て又は干拓事業に係る工事の実施中又は竣工後において、環境保全措置の実施の内容等又は事後調査の結果等を公表するものとする。

（報告書の記載事項）

第十八条 法第二十七条の公告を行つた事業者は、次に掲げる事項を報告書に記載しなければならない。

一 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、対象埋立て又は干拓事業の名称、種類及び規模、対象埋立て又は干拓事業が実施された区域の位置その他の対象埋立て又は干拓事業に関する基礎的な情報

二 環境保全措置（第四号に掲げるものを除く。）の実施の内容、効果及びその不確実性的程度

三 事後調査の項目、手法及び結果

四 前号の措置により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の実施の内容、効果及びその不確実性的程度

五 専門家の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家の専門分野並びに可能な場合には、当該専門家の所属機関の種別

六 報告書作成後に環境保全措置又は事後調査を行う場合には、その実施の内容等又はその結果等を公表する旨

2 法第二十七条の公告を行つた事業者は、対象埋立て又は干拓事業を他の者に引き継いだ場合又は当該事業者と竣工後の管理者が異なる場合等において、当該者との協力又は当該者への要請等の方法及び内容を、報告書に記載しなければならない。

この省令は、公布の日から施行する。

## 附 則

4 この省令は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成一年六月一日農林水産省・運輸省・建設省令第二号）

この省令は、環境影響評価法の施行の日(平成十一年六月十二日)から施行する。

**附 則**（平成十五年三月八日農林水産省・国土交通省令第一号）  
この省令は、自然公園法の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。ただし、第一条の二第一項第三号ルの改正規定は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法

**附 則**（平成一六年一二月一五日農林水産省・国  
律の施行の日（平成十五年四月十六日）から施行する。）

この省令は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日（平成から施行する。）

**附 則**（平成一七年三月二九日農林水産省・国土交通省令第一号）  
この省令は、文化財保護法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行

する。  
附 則  
(平成一八年三月三〇日農林水産省・国土交通省令第一号)

この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に環境影響評価法第七条の規定に基づく方法書の公告を行つている対象埋立て又は干拓事業（公有水面の埋立て又は干拓の事業に

係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を規定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令第二条第一項に規定

する対象埋立て又は干拓事業をいう。次項において同じ。)について、この省令による改正後の公水面の埋立て又は干石の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測

及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「新令」という。）第二条の規定にかかるわづら、なお是前の例によること。

事業者が施行日前に環境影響評価法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行つてゐる対象埋立地又は干石事業につきては、新令第二条から第十九条第一項までの規定にかかるづゝ、なお並

等を行なうことができる。この場合において、当該方法書の作成等は、新令の相当する規定により施行日までに着手する。

附則は行わたるものとみなす。  
附 則 (平成二年一月一日農林水産・国土交通省令第一号)

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律  
四月一日）から施行する。

附 貢税（平成二十五年四月一日）は、平成十五年四月一日から施行する。

附則（平成二七年五月二九日農林水産省・国土交通省令第二号）の省令は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改

成二十七年五月二十日から施行する。

この省令は、放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第六十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）か

附 則（令和元年六月二八日農林水産省・国土交通省令第二号）  
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施  
ら施行する。

又土 は地	施の工 実事							分の要影 区因響	
地理	事の埋	事の護及堤							分の要環
又立	工立	工岸び防							区素保 持を旨として調査、予測及び評価さ れるべき環境要素
		○	ん等	粉質	大気	大気環境			境環境の自然的構成要素の良好な状態の 保持を旨として調査、予測及び評価さ るべき環境要素
		○		騒音	騒音				
		○		振動	振動				
○			汚れの	水質	水環境				
		○	りのるに土						
			濁水よ砂						
○			び地重 び地形要 地形質及 質及な	び地重 環境他 地形そ 地形質及 なる環に	土壤				的保全を旨として調査、予測及び評価さ るべき環境要素
○	○	息きす注及な重 地生べ目び種要			動物				生物の多様性の確保
○	○	群及な重 落び種要			植物				及び自然環境の体系
○	○	系生け微を地			系生				の確保
		態るづ特域			熊				
○		景眺要に並資景及望な主 觀望な主び源觀び点眺要			景觀				人との自然との 触れ合
○	○	動い触然人主要 ののれとと要 場活合の自な	動い触然人と ののれとと自						豊かな自然との 触れ合
	○	産うに工建 物副伴事設		物廢等棄		素境きるさ評及予度のの負			予測及び評価
	※○	量線放	量線放			素境きるさ評及予查てつ質性放中環一			として調査、予測及び評価
		の射	の射			要環べれ価び測りに程量荷の境			の確保

備考		存在の作在の拠点地干
一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用する。		
二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。		
イ 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。		
ロ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。		
三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。		
四 この表において、「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。		
五 この表において、「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。		
六 この表において、「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。		
七 この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。		
八 この表において、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。		
九 この表において、「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。		
<b>別表第二 参考手法(第二十三条関係)</b>		
参考項目 の区分 分 因 の 区	参考手法 参考手法 調査の手法	予測の手法
粉じん等 堤防及 び護岸 の工事 並びに 埋立て の工事	一 調査すべき情報 二 気象の状況 調査の基本的な手法	一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
文獻その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	二 調査地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	二 予測地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地 域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地點	三 調査地點 と認められる地域	三 予測地點 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地 域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地點	四 調査地點 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地	四 予測対象時期等 工事による粉じん等に係る環境影響が最
粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地 域における粉じん等に係る環境影響を予	大となる時期	域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地點

調査地域	振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
四 調査地点	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するためには必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
五 調査期間等	振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間
六 調査地點	水の汚れ 埋立地 又は干拓地の存在 一 河川にあつては生物化学的酸素要求量の状況（その調査時における流量の状況を含む）。海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の状況 ロ 流れの状況
七 調査地點	二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に規定する生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地點 四 調査地點 五 調査期間等
八 調査地點	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するためには必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
九 調査地點	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するためには必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期

			四 予測対象時期等 工事による振動に係る環境影響が最大となる時期
		一 予測の基本的な手法 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量の物質の收支に関する計算又は事例の引用若しくは解析	
	二 予測地域	調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域	
	三 予測地点	水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点	
	四 予測対象時期等	埋立てにあつては護岸の工事及び埋立ての工事、干拓にあつては干拓の工事が竣工した時期	

堤防工事に係る水の濁りの工事並びに埋立て工事		土砂による水の濁りの工事及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	土砂による水の濁りの工事及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報
重要な地盤及び地質の特性を踏まえて干拓事業実施区域及びその周辺の区域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	重要な地盤及び地質の特性を踏まえて干拓事業実施区域及びその周辺の区域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報） 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
五 調査期間等	五 調査期間等	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
地形及び地質の特性を踏まえて調査地における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	地形及び地質の特性を踏まえて調査地における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
四 調査地点	四 調査地点	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
三 調査地域	三 調査地域	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
二 予測地域	二 予測地域	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）	一 調査すべき情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報 （浮遊物質量の状況については、水質報）
一 予測の基本的な手法 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	一 予測の基本的な手法 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期	一 予測の基本的な手法 二 予測地城 調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質について、分布又は成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析	一 予測の基本的な手法 二 予測地城 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる

<b>一 予測の基本的な手法</b> 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度について、踏まえた事例の引用又は解析
<b>二 予測地域</b> 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
<b>三 予測対象時期等</b> 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
<b>一 予測の基本的な手法</b> 植物の重要な種及び群落について、分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
<b>二 予測地域</b> 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
<b>三 予測対象時期等</b> 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期

地域を特徴づける生態系	堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事の状況	一 調査すべき情報	五 調査期間等
埋立地又は干拓地の存在	対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周辺の区域	動植物その他の自然環境に係る概況	植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するため必要な情報を適切かつ効率的に把握できる期間、時期及び時間帯
埋立地	四 調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
干拓地	五 調査期間等	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯
干拓地	二 調査の基本的な手法	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
干拓地	三 調査地域	対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周辺の区域	対象埋立て又は干拓事業実施区域及びその周辺の区域
干拓地	四 調査地点	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路	動植物その他の自然環境の特性及び注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度（地形の変化に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された地形の変化の程度を含む。）を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度（地形の変化に関する計算又は事例の引用若しくは解析により把握された地形の変化の程度を含む。）を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
--	--



## 別記様式（第十五条関係）

備考	放射線の量（建設及び工事に伴う副産物によるもの）	放射線の堤防及び護岸	水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するに必要な情報を適切かつ効果的に把握できるに期間及び時期	量の測定の方法を用いたものとする射線に係る環境影響を的確に把握できるの収集並びに当該情報の整理及び解析
	工事に伴う副産物の量（建設工事に伴う副産物の量）	工事に伴う副産物の量（建設工事に伴う副産物の量）	水域の特性及び土砂による水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測し、及び評価するに必要な情報を適切かつ効果的に把握できるに期間及び時期	の周辺の区域の周辺の区域
一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。	二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。	三 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。	四 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性、典型性及び特殊性の観点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。	五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。	七 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。	八 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によつて把握されるものをいう。	九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。	十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

## 別記様式（第十五条関係）

第二種事業概要等届出書							
年　月　日							
殿							
届出者	住 所 氏 名						
公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る第二種事業について、環境影響評価法第4条第1項の規定により次のとおり届け出ます。							
<table border="1"> <tr> <td>第二種事業の名称</td> </tr> <tr> <td>第二種事業の目的</td> </tr> <tr> <td>第二種事業の種類</td> </tr> <tr> <td>第二種事業の規模</td> </tr> <tr> <td>第二種事業が実施されるべき区域</td> </tr> <tr> <td>第二種事業に係る技術、工法その他事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なると認められる事項</td> </tr> </table>		第二種事業の名称	第二種事業の目的	第二種事業の種類	第二種事業の規模	第二種事業が実施されるべき区域	第二種事業に係る技術、工法その他事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なると認められる事項
第二種事業の名称							
第二種事業の目的							
第二種事業の種類							
第二種事業の規模							
第二種事業が実施されるべき区域							
第二種事業に係る技術、工法その他事業の内容のうち同種の一般的な事業と比べて特に異なると認められる事項							
記載要領							
1 第二種事業の種類の欄は、埋立ての事業又は干拓の事業の別を記載すること。							
2 第二種事業の規模の欄は、埋立干拓区域の面積についてヘクタールを単位として記載すること。							
3 第二種事業が実施されるべき区域の欄は、当該第二種事業が実施されるべき区域が含まれる都道府県及び市町村（特別区を含む。）の名称を記載するものとし、当該区域及び周囲の概況を明らかにした適切な縮尺の平面図を添付すること。							
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。							